

傷害保険の概況

2016年度 傷害保険の概況

2017年3月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部広報グループ
〒163-1029
東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F
TEL 03（6758）1300（代表）
URL <http://www.giroj.or.jp/>

| はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、傷害保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書のエッセンスをまとめた簡易版として「これでナットク！損害保険の力カク」を別途発行しております。こちらもご覧ください。

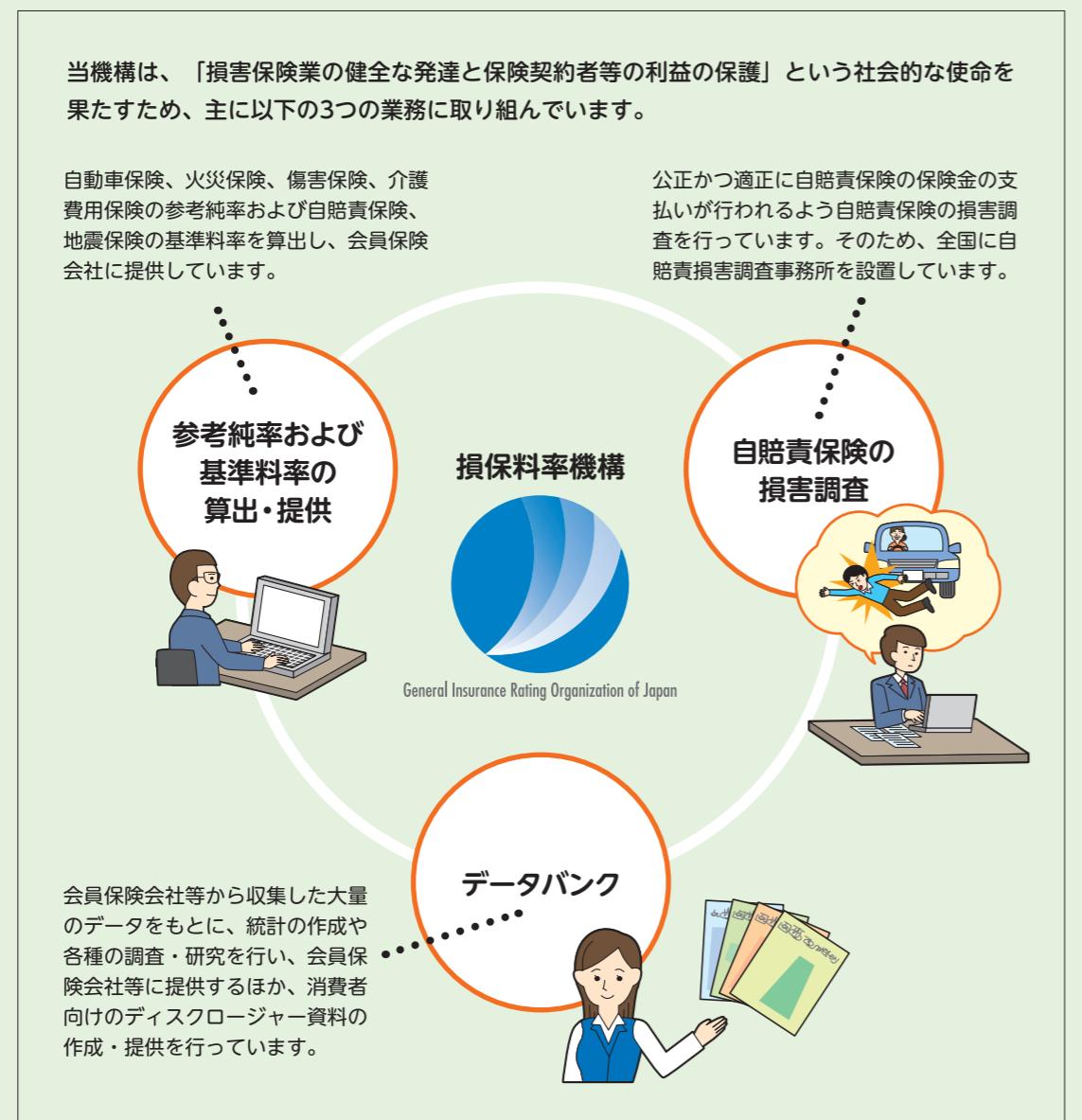
2017年3月

損害保険料率算出機構

目 次

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です^{*1 *2}。



*1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

*2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は37社（2017年3月1日現在）です。

当機構の概要是、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

はしがき	1
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは	2
はじめに 損害保険とは	4

第Ⅰ部 傷害保険の制度概要	
1 傷害保険の仕組み	6
2 傷害保険の概要	
① 主な傷害保険の種類	8

第Ⅱ部 傷害保険	
1 傷害保険とは	

① 傷害保険の保険約款	10
② 傷害保険の補償内容	11
③ 傷害保険標準約款	17

2 傷害保険の保険料率	
① 傷害保険の保険料率の概要	18
② 傷害保険の参考純率の算出	23
③ 傷害保険の参考純率の算出後の流れ	25
④ 傷害保険の参考純率の検証と改定	26

3 傷害保険の現況	
① 保険料（収入）の状況	27
② 保険金（支払い）の状況	28
トピックス	
① 高齢化の進展	31
② 入通院日数の動向変化に関する背景	32

第Ⅲ部 からだに関する保険関連の統計	
1 傷害保険統計	34
2 関連情報	54

はじめに — 損害保険とは

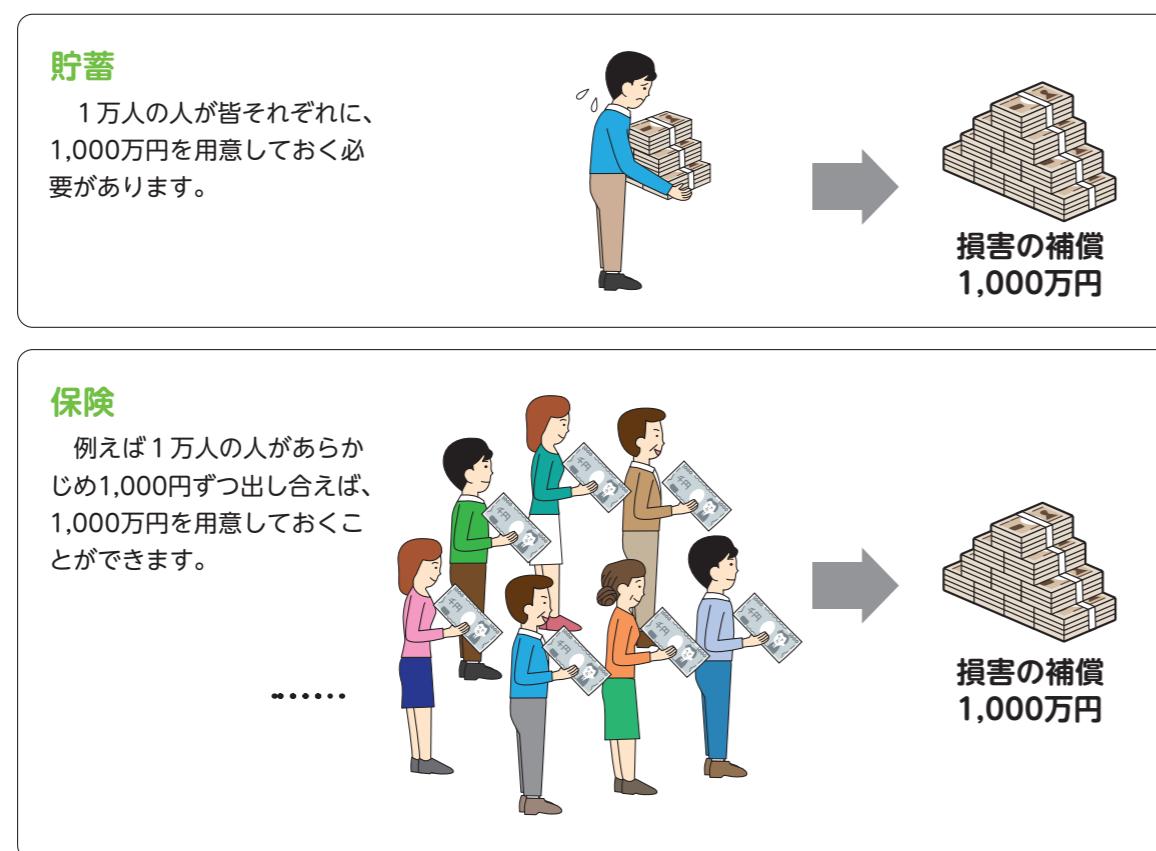
1 保険の役割

保険は、多くの人がお金出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとします。1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しづつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です^{*}。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、社会政策的な側面をもつ保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

■損害保険の商品の例

くるまに関する 保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する 保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます（事務所や工場なども含みます）。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する 保険	傷害保険	日常生活中の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活中の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。



損害保険会社のマーケット規模

2015年度の元受正味収入保険料は約9兆1,670億円です。
その内訳は右のとおりです。



*「平成28年版 インシュアランス損害保険統計号」(株式会社 保険研究所)より作成。

1 傷害保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。

▶ 傷害保険の詳細はこちらに記載しています。

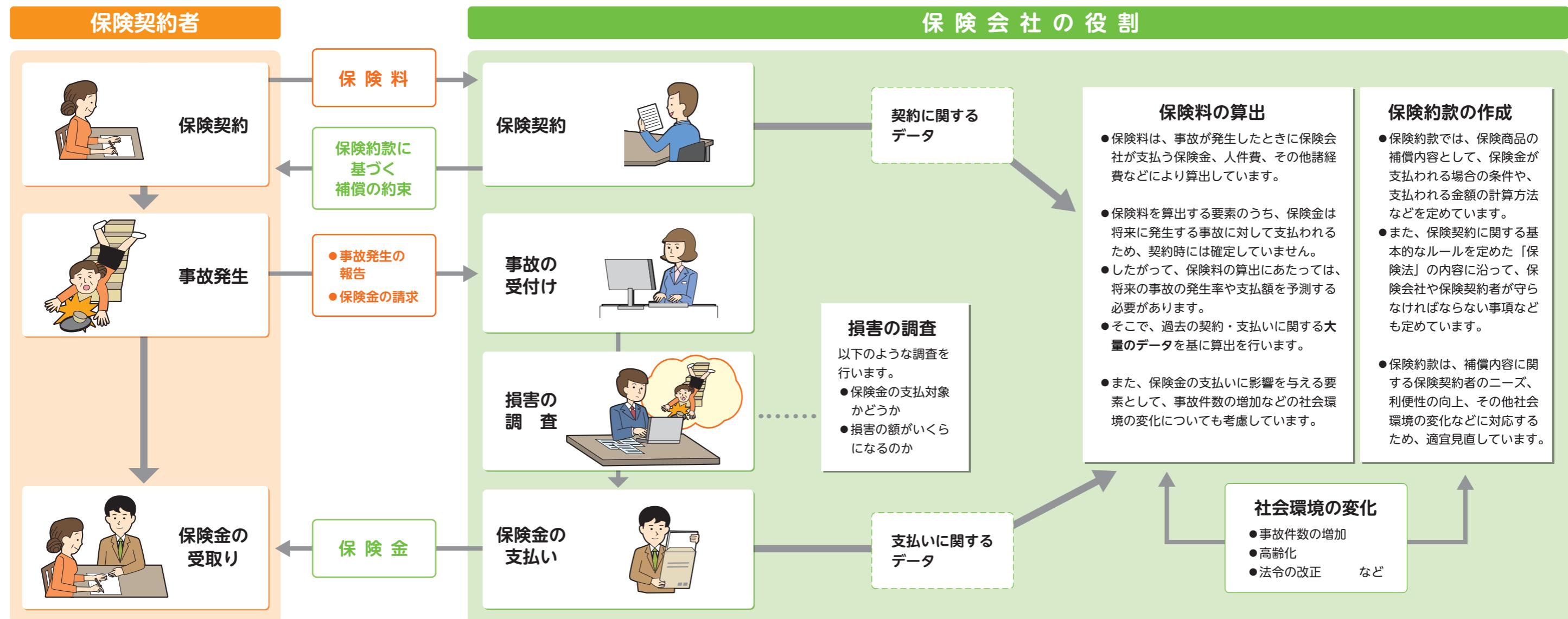
保険料の算出

傷害保険

第Ⅱ部 2 傷害保険の保険料率
P18~

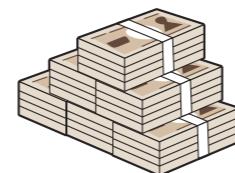
保険約款の作成

第Ⅱ部 1 傷害保険とは
P10~



保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。
保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。

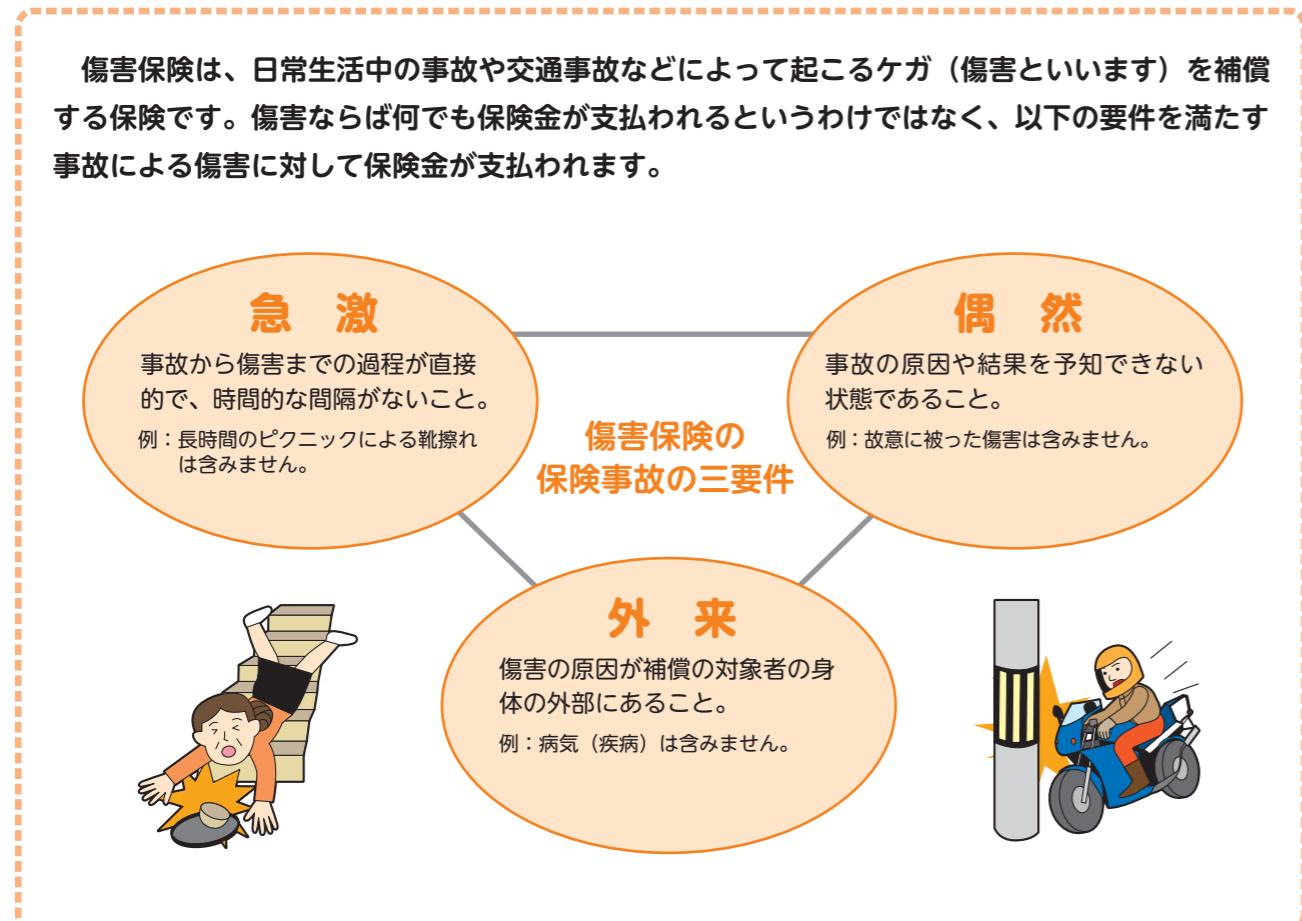


なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。
これを「大数の法則」といい、事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 傷害保険の概要



1 主な傷害保険の種類

傷害保険には、補償内容ごとに主に以下の種類があります。

(1) 普通傷害保険

国内・国外を問わず、家庭内、職場内、学校内、通勤通学途上および旅行中など、日常生活のなかで起こるさまざまな傷害を補償します。



(2) 家族傷害保険

普通傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とすることができる保険です。補償内容は普通傷害保険と同様です。

※家族傷害保険の補償の対象者は以下のとおりです。

- ①本人
- ②本人の配偶者
- ③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
(例：仕送りを貰って一人暮らしをしている学生など)



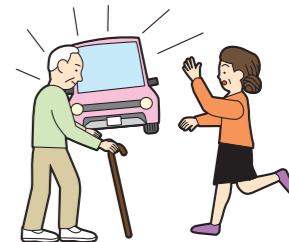
(3) 交通事故傷害保険

国内・国外を問わず、主として交通事故による傷害を補償する保険です。また、乗り物の火災による傷害も対象としています。



(4) ファミリー交通傷害保険

交通事故傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とすることができる保険です。補償内容は交通事故傷害保険と同様です。
※ファミリー交通傷害保険の補償の対象者は、家族傷害保険と同様です。



(5) 国内旅行傷害保険

国内旅行中（旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間）の傷害を補償する保険です。



(6) 海外旅行傷害保険

海外旅行中（旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間）の傷害のほか、病気、賠償損害、携行品損害、救援者費用（例：補償の対象者が旅行先で死亡、入院または遭難により救助を要した場合に捜索救助、移送または現地に赴くために支出した費用）などについて補償する保険です。



傷害保険は上記の他にもさまざまな種類があります。なお、この資料では上記（1）～（6）の傷害保険について、
第Ⅱ部 1 傷害保険とは（P10）で詳しく説明しています。

1 傷害保険とは



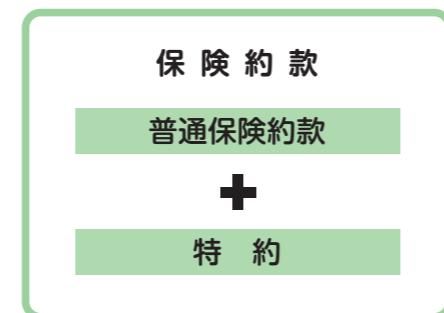
※一般的な傷害保険契約に関する説明には [◀一般的な傷害保険契約](#) と記載し、傷害保険参考純率に関する説明には [◀傷害保険参考純率](#) と記載しています。

1 傷害保険の保険約款

傷害保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

■保険約款の構成

傷害保険の約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



主な特約については、[2\(3\)主な特約の内容（P 16）](#)をご参照ください。

2 傷害保険の補償内容

以下では、傷害保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

[◀一般的な傷害保険契約](#)

傷害保険は、傷害などの内容に応じて、支払われる保険金の種類と支払われる保険金の額が異なります。

- ① 普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・国内旅行傷害保険

■死亡保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(保険金額)

■後遺障害保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(保険金額)
×

後遺障害の程度に応じた
所定の割合

■入院保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に入院した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(入院保険金額)
×

入院日数（180日を限度）

第Ⅱ部 | 傷害保険

■通院保険金

- 保険金が支払われる場合
傷害発生からその日を含めて180日以内に通院した場合



●支払われる保険金の額

$$\text{契約時に設定した金額} \\ (\text{通院保険金日額}) \\ \times \\ \text{通院日数 (90日を限度)}$$

■手術保険金

- 保険金が支払われる場合
傷害発生からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合



●支払われる保険金の額

$$\begin{array}{ll} (1) \text{ 入院中に受けた手術の場合} & \times 10 \\ \text{契約時に設定した金額} \\ (\text{入院保険金日額}) & \\ (2) (1) \text{ 以外の手術の場合} & \times 5 \\ \text{契約時に設定した金額} \\ (\text{入院保険金日額}) & \end{array}$$

■部位・症状別保険金※

- 保険金が支払われる場合
傷害発生からその日を含めて180日以内に治療を受けた場合



●支払われる保険金の額

$$\begin{array}{ll} (1) \text{ 治療日数が5日以上の場合} & \\ \text{契約時に設定した金額} \\ (\text{部位・症状別保険金額}) & \\ \times & \\ \text{傷害が生じた部位および} \\ \text{症状に応じた所定の倍率} & \\ (2) \text{ 治療日数が5日未満の場合} & \\ \text{契約時に設定した金額} \\ (\text{部位・症状別保険金額}) & \end{array}$$

※特約を付帯することによって支払われる保険金です。
なお、国内旅行傷害保険にはこの特約はありません。

②海外旅行傷害保険

海外旅行傷害保険は、支払われる保険金が特約で規定されており、これらの特約を組み合わせて補償内容を決定します。

■傷害死亡保険金

- 保険金が支払われる場合
旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合



- 支払われる保険金の額
契約時に設定した金額
(傷害死亡保険金額)

■傷害後遺障害保険金

- 保険金が支払われる場合
旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合



- 支払われる保険金の額
契約時に設定した金額
(傷害後遺障害保険金額)
×
後遺障害の程度に応じた
所定の割合

■傷害治療費用保険金

- 保険金が支払われる場合
旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に治療を受けた場合



- 支払われる保険金の額
契約時に設定した金額
(傷害治療費用保険金額)
を上限とする治療のために
実際に支出した金額

■疾病死亡保険金

- 保険金が支払われる場合
旅行中に疾病で死亡した場合、旅行中に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始し、帰国後30日以内に死亡した場合など



- 支払われる保険金の額
契約時に設定した金額
(疾病死亡保険金額)

■疾病治療費用保険金

- 保険金が支払われる場合
旅行中または帰国後に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始した場合など



- 支払われる保険金の額
契約時に設定した金額
(疾病治療費用保険金額)
を上限とする治療のために
実際に支出した金額

■救援者費用等保険金

●保険金が支払われる場合

補償の対象者が旅行先で死亡、入院、遭難した場合など



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額
(救援者費用等保険金額)
を上限とする捜索救助、移送、
救援者の渡航・宿泊等のために
実際に支出した金額

※上記のほかに、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金および救援者費用等保険金をセットにした「治療・救援費用保険金」
があります。

(2) 保険金が支払われない場合

◀一般的な傷害保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

①普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・ 国内旅行傷害保険(例)

保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失*	無資格運転、酒気帯び運転	疾 病
地震・噴火、またはこれらによる津波	山岳登はん、スカイダイビングなどの約款上で定められている危険な運動	戦 争

*家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の場合、保険金が支払われないのは、その補償の対象者の被った傷害に限ります(例:本人が故意に事故を起こし、本人と配偶者がともに傷害を被った場合、配偶者の傷害については保険金が支払われます)。

②海外旅行傷害保険(例)

海外旅行傷害保険は、保険金の種類によって保険金が支払われない場合が異なります。

■傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金

保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失	無資格運転、酒気帯び運転
疾 病	戦 争

■救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金

保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失*	無資格運転、酒気帯び運転*	戦 争

*1 補償の対象者が自殺行為を行い、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。

*2 補償の対象者の無資格運転などにより被った傷害によって、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。

■疾病死亡保険金、疾病治療費用保険金

保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失	戦 争

(3) 主な特約の内容

※海外旅行傷害保険には以下の特約はありません。

① 普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

<補償範囲を縮小する特約>

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金のみに限定します。
後遺障害等級限定（第〇級以上）補償特約	後遺障害保険金の支払われる後遺障害の範囲を限定します。
夫婦特約	補償の対象者を本人および配偶者のみに限定します。 (家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険のみ)
入院保険金支払限度日数変更特約	入院保険金の支払限度日数（180日）を短縮します。
通院保険金支払限度日数変更特約	通院保険金の支払限度日数（90日）を短縮します。

<補償を拡充する特約>

後遺障害保険金の追加支払に関する特約	既に支払われた後遺障害保険金と同じ額の後遺障害保険金を追加支払します。
入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	入院または通院をした場合、その期間の最初の7日間の保険金を2倍にします。

② 国内旅行傷害保険

<補償範囲を縮小する特約>

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金のみに限定します。
-------------------------------	--------------------------------------

◀一般的な傷害保険契約

3 傷害保険標準約款

当機構では、傷害保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものをお傷害保険標準約款といいます。

◀傷害保険参考純率

■ 傷害保険標準約款の種類

標準約款

普通傷害保険

家族傷害保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

国内旅行傷害保険

海外旅行傷害保険

2 傷害保険の保険料率

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 傷害保険の保険料率の概要

(1) 傷害保険の保険料率

◀一般的な傷害保険契約

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します^{*}。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円で契約すると、保険料は3万円(=1,000万円×0.003)となり、保険金額を2,000万円で契約すると、保険料は6万円となります。

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、補償の対象者の職種など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、(4)傷害保険の料率区分(P20)をご参考ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。なお、入院および通院における保険金額は、「保険金日額」(1日の入院または通院に対して支払われる保険金の上限額)といいます。

*海外旅行傷害保険における傷害治療費用や疾病治療費用など、保険金額を上限として実際に支出した金額を支払う補償については、保険料は保険金額比例ではありません。

■保険料率の構成



保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して傷害保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不當に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

合理的

- 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。
- 算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものであること。

妥 当

- 将来の保険金の支払いに充てられることが見込まれる純保険料率として、過不足がないと認められるものであること。

不當に差別的でない

- 危険の区分や水準が、実態的な危険の格差に基づき適切に設定されていること。



「保険料率の3つの原則」の背景には、以下の保険料と保険金の間に成り立つ原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



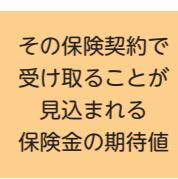
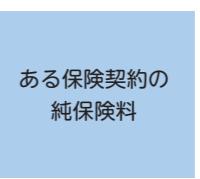
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を低くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 参考純率を算出している傷害保険の種類

当機構では、以下の傷害保険の参考純率を算出しています。

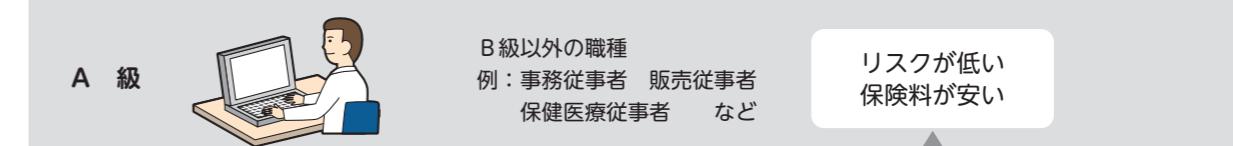
- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- 国内旅行傷害保険
- 海外旅行傷害保険

[◀ 傷害保険参考純率](#)

①職種別

普通傷害保険および家族傷害保険は、日常生活全般において被った傷害を補償する保険ですが、補償の対象者がどのような職種についているかによって、傷害を被るリスクが異なるため、保険料率を職種により区分しています。

■傷害保険参考純率における職種別区分



(4) 傷害保険の料率区分

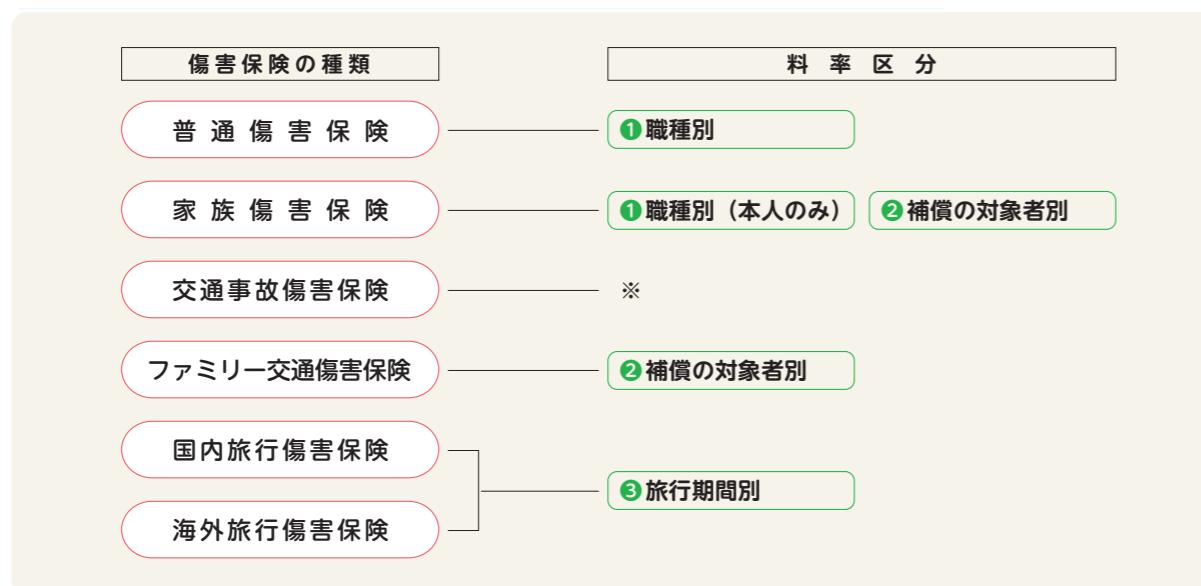
[◀ 傷害保険参考純率](#)

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、職種、補償の対象者、旅行期間など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における傷害保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社によって異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■傷害保険の種類ごとの料率区分の一覧

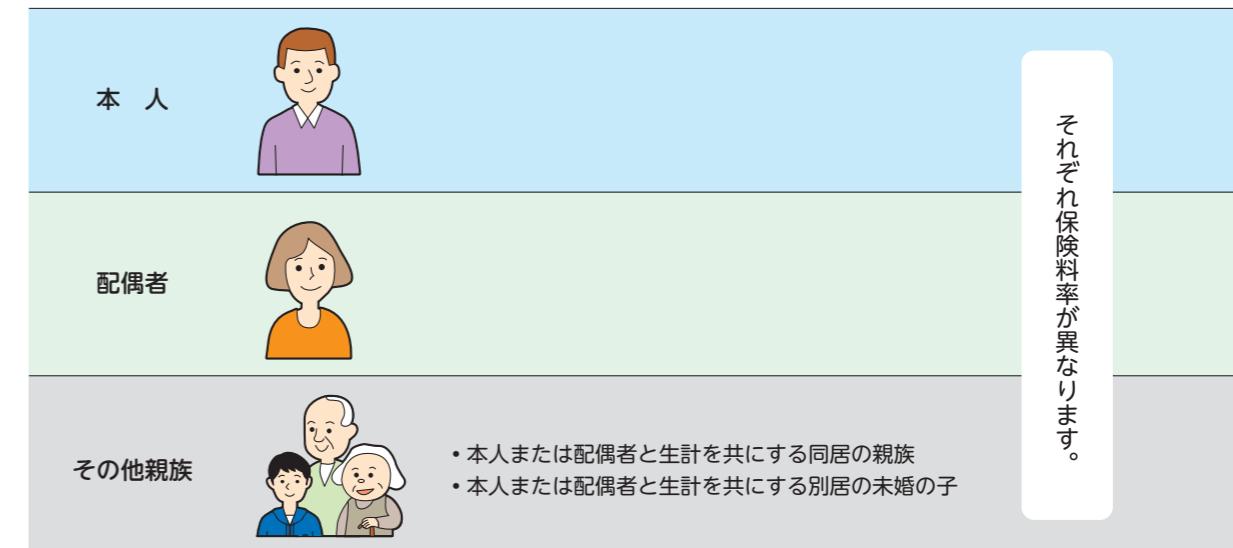


※交通事故傷害保険は、職種や補償の対象者による区分はなく一律です。

②補償の対象者別

家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の料率区分は、補償の対象者の区分（本人・配偶者・その他親族）ごとに設けられています。これら補償の対象者の組み合わせによって最終的な保険料が異なります。

■傷害保険参考純率における補償の対象者別区分



**家族傷害保険および
ファミリー交通傷害保険の契約パターン**

- ・本人と配偶者とその他親族
- ・本人と配偶者
- ・本人とその他親族

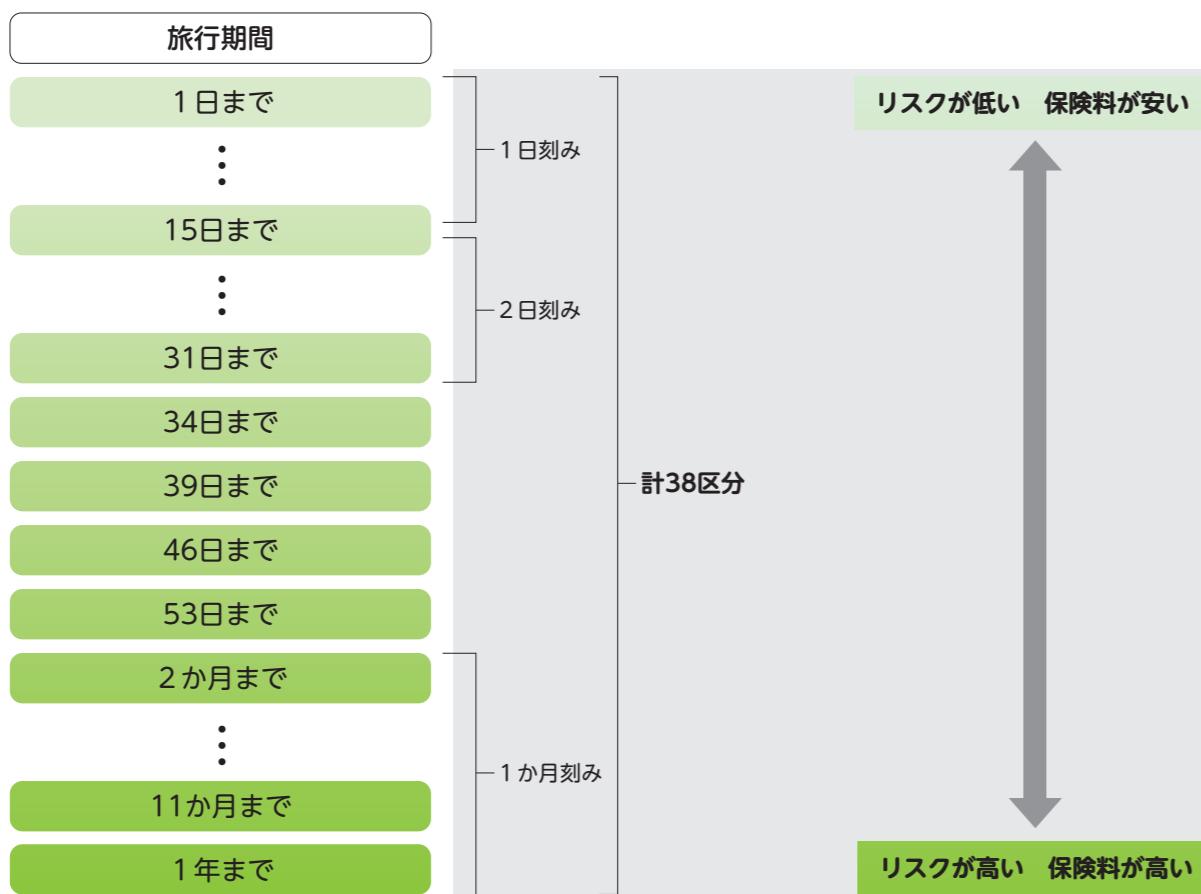
③旅行期間別

国内旅行傷害保険および海外旅行傷害保険は、旅行中に被った傷害などを補償する保険ですが、旅行期間に応じてそのリスクが異なるため、保険料率を旅行期間により区分しています。

■国内旅行傷害保険における旅行期間別区分



■海外旅行傷害保険における旅行期間別区分



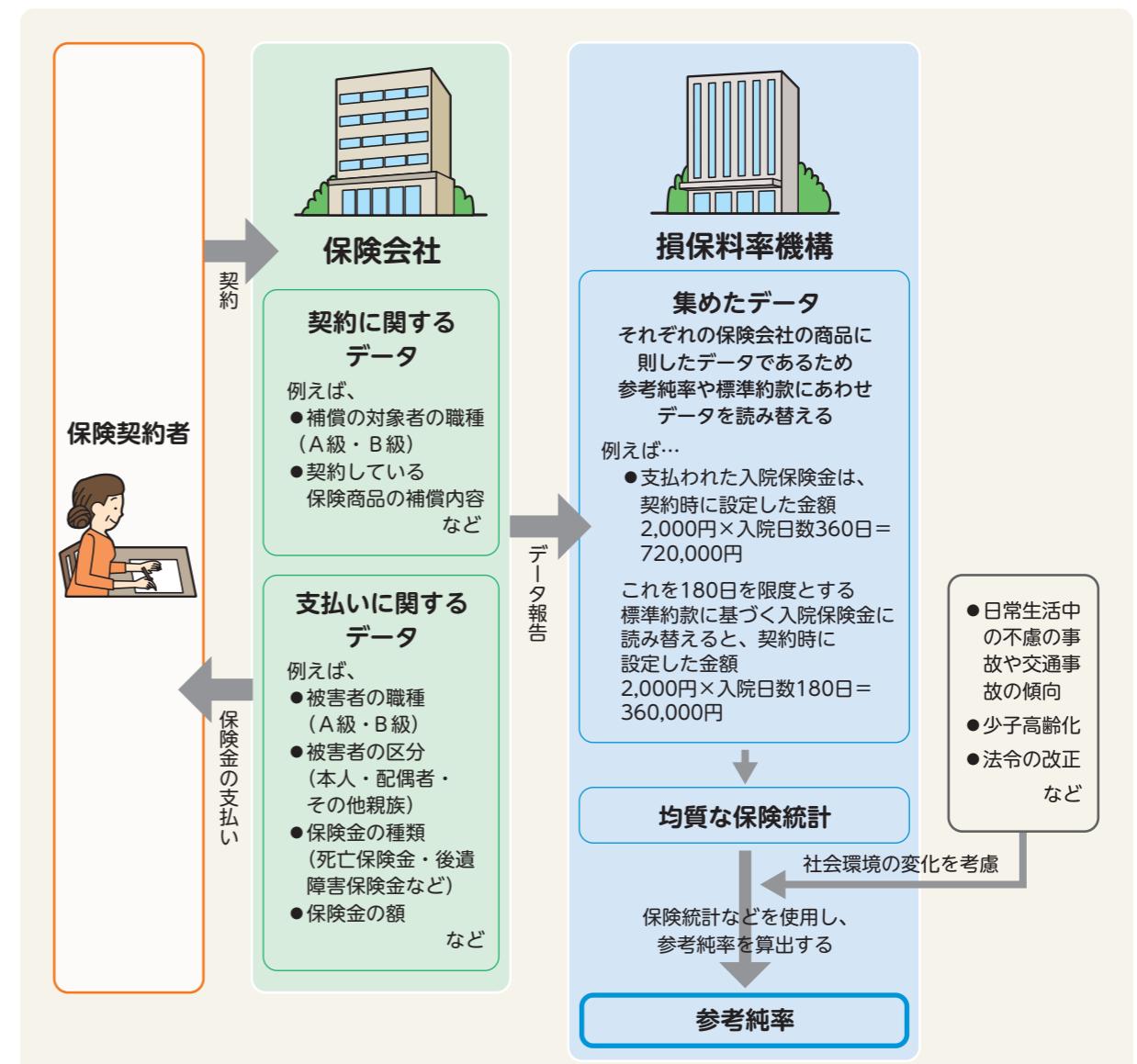
2 傷害保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

[◀ 傷害保険参考純率](#)

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■統計データの収集から傷害保険参考純率の算出への流れ



社会環境の変化の考慮

傷害保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

例えば、人口動態統計（厚生労働省発表）を用いて、不慮の事故による死亡リスクの傾向を確認したり、患者調査（厚生労働省発表）を用いて、病院や診療所を利用する患者の傷害の状況から入院・通院リスクの傾向分析を行ったりしています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、傷害保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 傷害保険参考純率の算出方法

参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

参考純率は、料率算出団体が算出する純保険料率のことですが、純保険料率は、保険料率のうち、保険金の支払いにあてられる部分の保険料（＝純保険料）の保険金額に対する割合をいいます。

▶ 純保険料率の詳細は、第Ⅱ部 2 ①(1) 傷害保険の保険料率（P18）をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{必要と見込まれる純保険料の総額}}{\text{保険金額の総額}}$$

となります。

なお、純保険料は収支相等の原則に従う必要があることから、必要と見込まれる純保険料の総額は保険金の総額と等しくなるよう算出する必要があります。

▶ 収支相等の原則の詳細は、第Ⅱ部 2 ①(2) 保険料率の3つの原則（P19）をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{必要と見込まれる純保険料の総額} = \text{保険金の総額}$$

となります。

よって、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{保険金の総額}}{\text{保険金額の総額}}$$

となるように算出します。

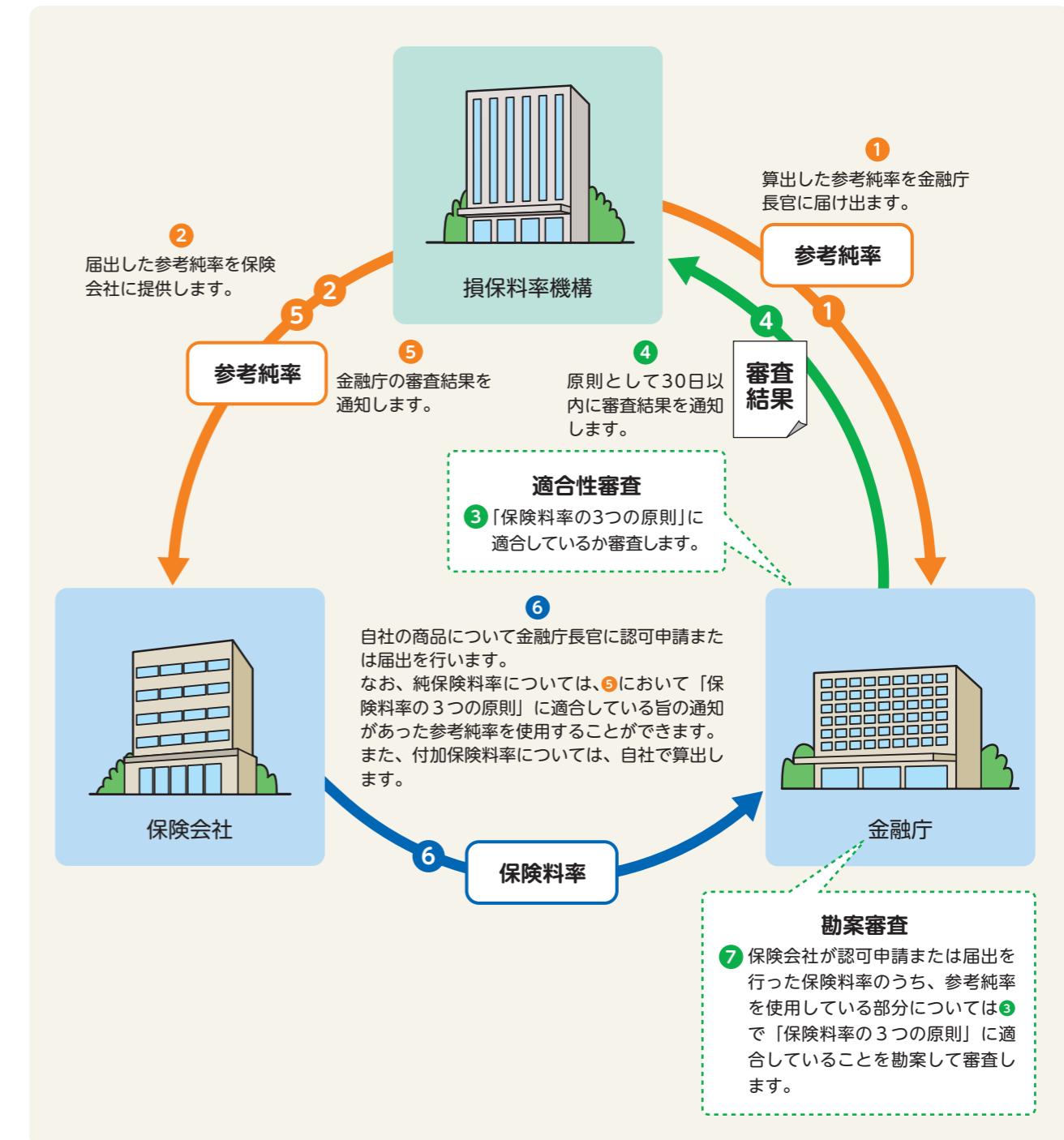
◀ 傷害保険参考純率

3 傷害保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した傷害保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

◀ 傷害保険参考純率

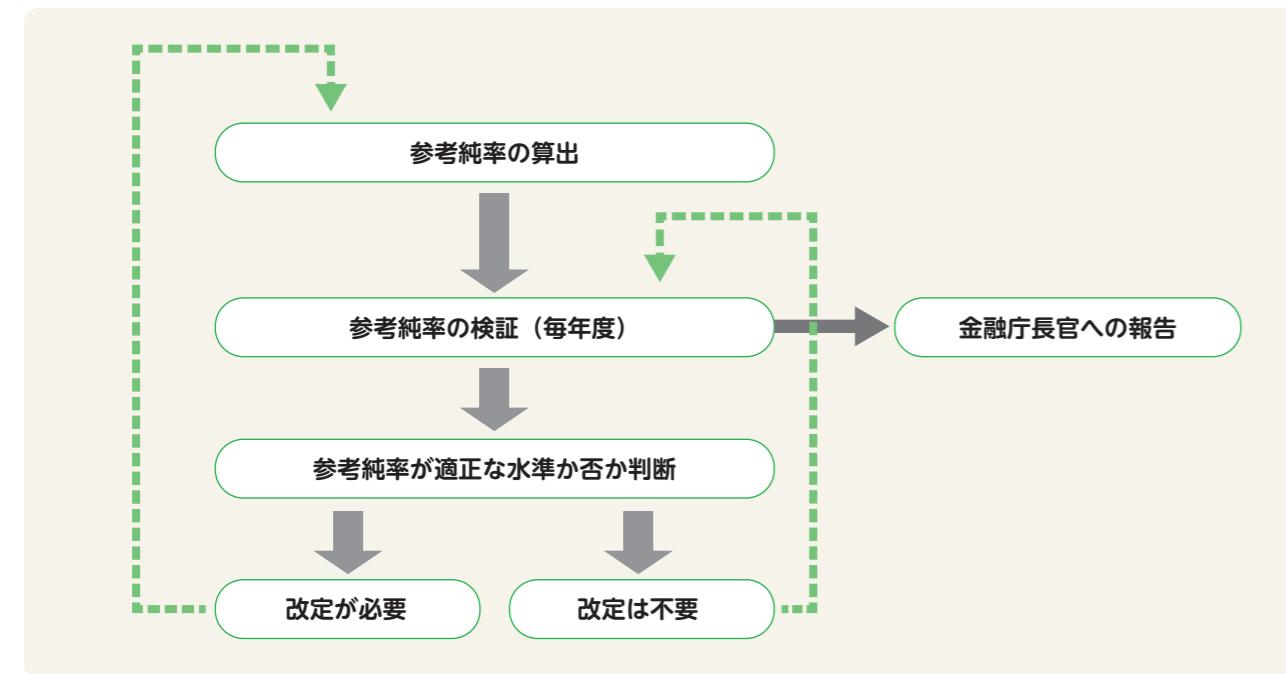
■ 傷害保険参考純率の算出後の流れ



4 傷害保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

■ 傷害保険参考純率の検証と改定の流れ



◀ 傷害保険参考純率

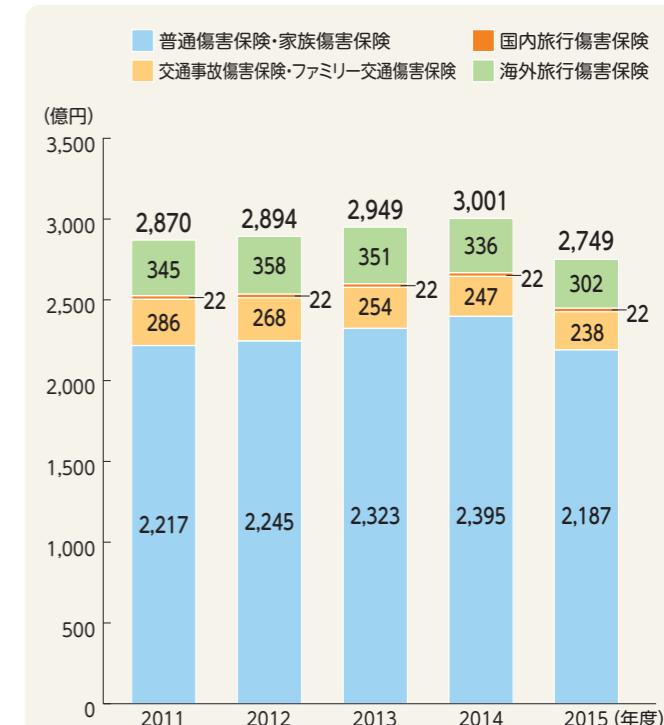
3 傷害保険の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

傷害保険の保険料は、図1のとおり、全体でみると2014年度までは増加傾向で推移していましたが、2015年度は減少に転じました。これは、補償内容（保険金額または補償範囲）を縮小することにより、保険料負担を軽減する傾向が強まったことが、その主な要因と考えられます。

図1 保険料の推移



保険料

図1の保険料は、第Ⅱ部 2 傷害保険の保険料率 (P18) に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

リトン・ペイシスの数値です（以下、同様）。リトン・ペイシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

2 保険金（支払い）の状況

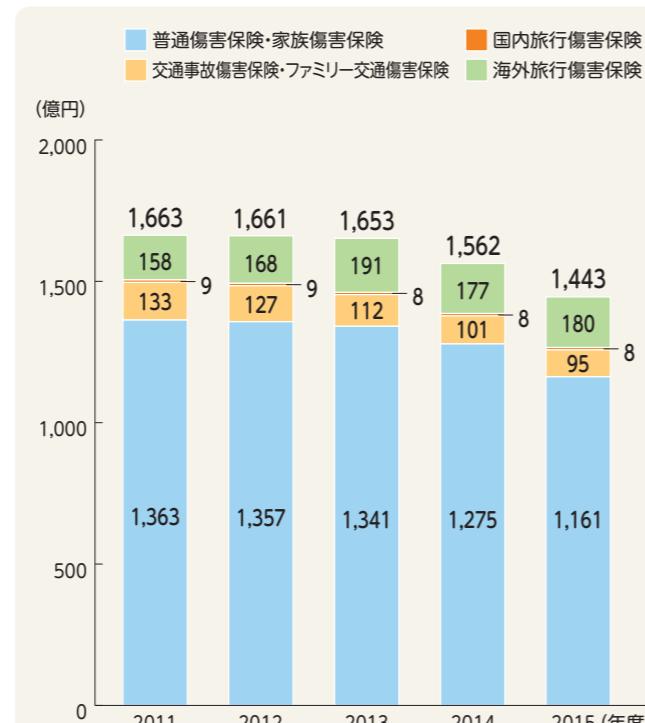
傷害保険の保険金は、図2のとおり、全体でみると減少傾向にあります。

また、その内訳を主な保険の種類ごとにみると、次のような特徴がみられます。

- 普通傷害保険・家族傷害保険の保険金は、減少傾向で推移しており、2015年度は減少が顕著となっています。これは、図3のとおり、補償の対象者1人あたりの保険金額が減少していることが主な要因と考えられます。

- 海外旅行傷害保険の保険金は、2014年度に減少がみられるものの、概ね増加傾向で推移しています。これは、被害者1人あたりの治療費用に関する保険金が増加していることが主な要因と考えられます。

図2 保険金の推移



(1) 普通傷害保険・家族傷害保険

補償の対象者1人あたりの保険金額の減少

図4は、保険金の推移を長期的にみたものです。2009年度にかけて、保険会社が保険金の支払態勢の強化を進めたことにより、保険金が増加していました。

他方で、図3のとおり、補償の対象者1人あたりの保険金額（死亡・後遺障害）は減少傾向にあり、その影響を受け、2010年度以降は、保険金は減少に転じ、また、近年、補償範囲を縮小する特約（1②(3)主な特約の内容（P16）参照）の付帯率が上昇しており、特に2015年度は、その影響で保険金の減少が大きくなっています。

このように、近年、補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇している背景としては、以下の2つの要因が考えられます。

図3 補償の対象者1人あたりの保険金額（死亡・後遺障害）の推移

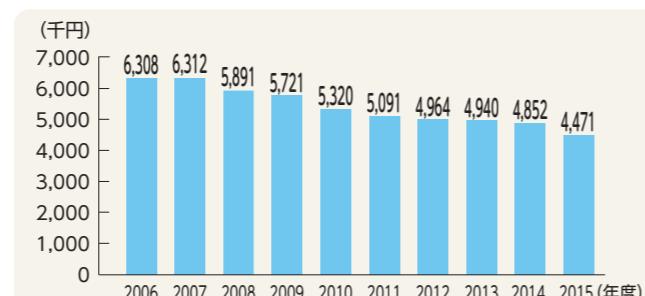
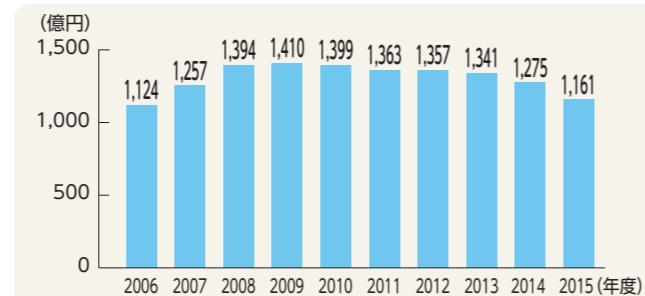


図4 保険金の推移



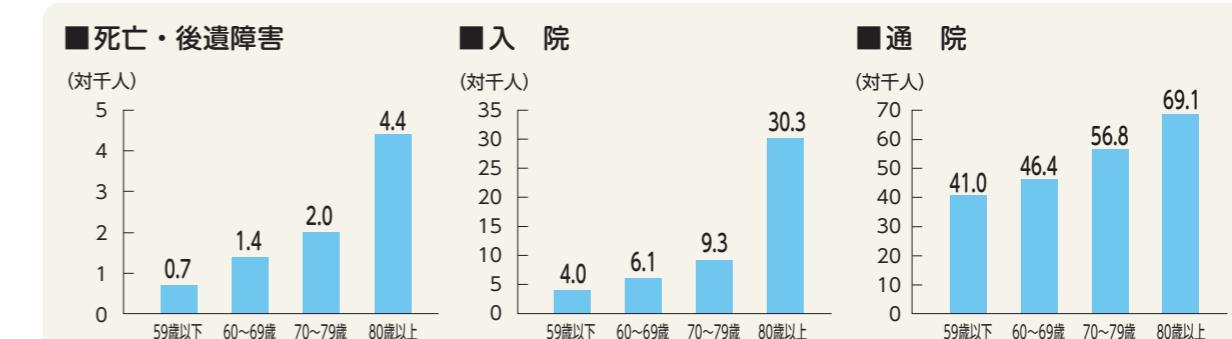
補償の対象者および被害者の高齢化

図5のとおり、傷害を被るリスク（ここでは「傷害リスク」といいます）は加齢とともに高まる傾向がみられます。また、高齢化の進展により、図6および図7のとおり、補償の対象者および被害者の高齢化が進んでいます（トピックス①（P31）参照）。

こうした、傷害リスクの高い高齢者の構成割合の増加に伴い、近年、保険料水準が引き上げとなったことを背景として、補償範囲を縮小する特約（1②(3)主な特約の内容（P16）参照）の付帯率が上昇したものと考えられます。

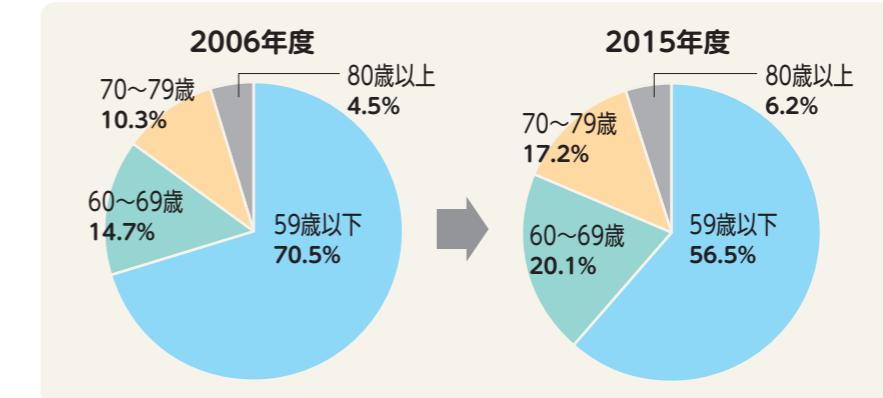
※普通傷害保険・家族傷害保険の参考純率は、2009年5月および2012年5月に引き上げ改定を行いました。

図5 年代別の傷害リスクの違い（補償内容別）



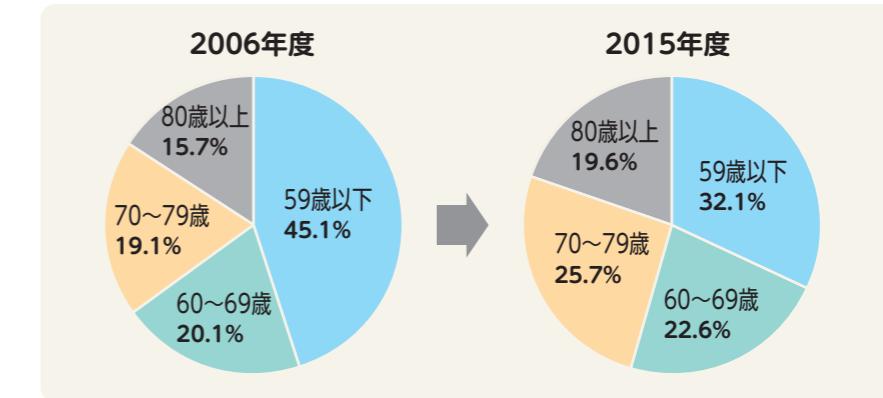
※補償の対象者1,000人に対する被害者数を比較したものです（2011～2015年度の累計値、補償の対象者「本人」について集計）。

図6 年代別 補償の対象者の構成割合（死亡・後遺障害）



※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

図7 年代別 被害者の構成割合（死亡・後遺障害）



※被害者「本人」について集計した数値です。

平均通院日数の長期化

図8は、普通傷害保険・家族傷害保険における平均入院日数（被害者1人あたり）および平均通院日数（同）の推移を示したものです。

入院および通院の保険金としては、契約時に設定した1日あたりの保険金額に、実際に入院や通院をした日数を乗じた額が支払われます。したがって、その日数が長いほど、支払われる保険金は増加することになります（ただし、保険金の支払対象となる日数には限度が設けられています（12(1)各保険の補償内容①（P11、12）参照））。

直近10か年の推移をみると、平均入院日数は短期化しているものの、平均通院日数は長期化の傾向にあります^{※1}。また、通院は入院よりも被害者数が多いことから（図9）、平均通院日数の長期化が平均入院日数の短期化よりも保険金の支払いに大きく影響します。

こうした平均通院日数の長期化に伴い、前記P29「補償の対象者および被害者の高齢化」と同様、保険料水準が引き上げとなったことを背景^{※2}として、近年、通院保険金の支払対象とする日数を短縮する特約の付帯率が上昇したものと考えられます。また、これによって、2014年度以降は平均通院日数が短期化しています。

※1 平均入院日数の短期化および平均通院日数の長期化の背景には、国や都道府県における在宅医療を促進する取組みなどの影響があるものと考えられます（トピックス②（P32）参照）。

※2 普通傷害保険・家族傷害保険の参考純率は、2009年5月および2012年5月に引き上げ改定を行いました。

図8 平均入院日数および平均通院日数の推移

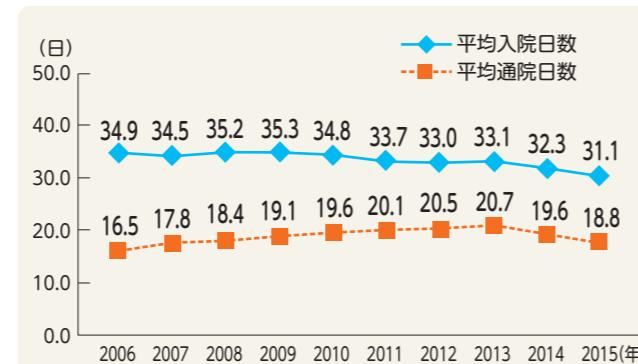
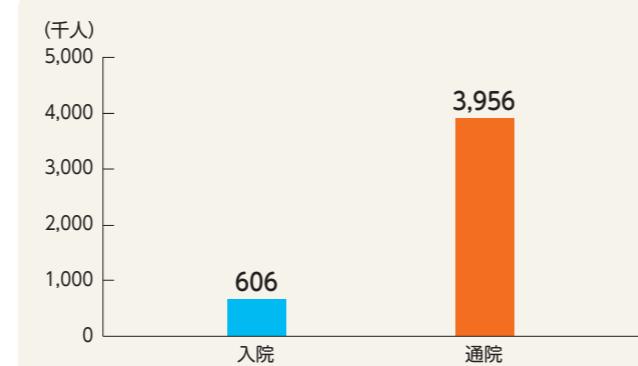


図9 入院および通院の被害者数



※2011～2015年度の累計値です。

(2) 海外旅行傷害保険

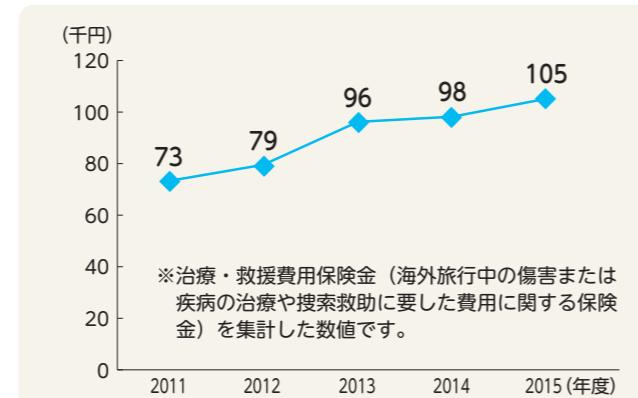
被害者1人あたりの治療費用に関する保険金の増加

図10のとおり、被害者1人あたりの治療費用に関する保険金に増加傾向がみられます。

治療費用に関する保険金は、海外旅行中に、傷害や疾病のために治療を受け、その治療に要した費用を現地通貨で支払った場合に、その実費に対して支払われることから、旅行先の医療費水準の動向や為替の変動による影響を受けます（12(1)各保険の補償内容②（P13）参照）。

近年、世界的に医療費が上昇基調にあること、また、為替水準が主要通貨に対して2012年度から2015年度にかけて円安傾向にあったことから、被害者1人あたりの保険金が増加しているものと考えられます。

図10 治療費用等に関する保険金※
(被害者1人あたり) の推移



トピックス①

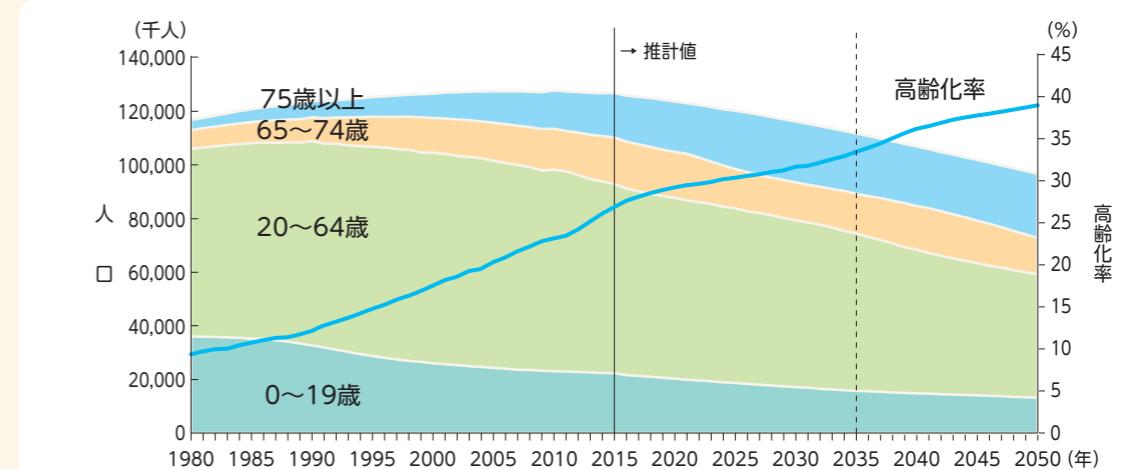
高齢化の進展

平均寿命の延伸に伴い、国民全体の高齢化が進んでおり、これを受けた傷害保険の補償の対象者においても高齢者の割合が増加しています。

2015年のわが国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は26.7%となっています。今後も、高齢化が進むことによって、2035年には3人に1人が65歳以上になると予測されています（図11）。

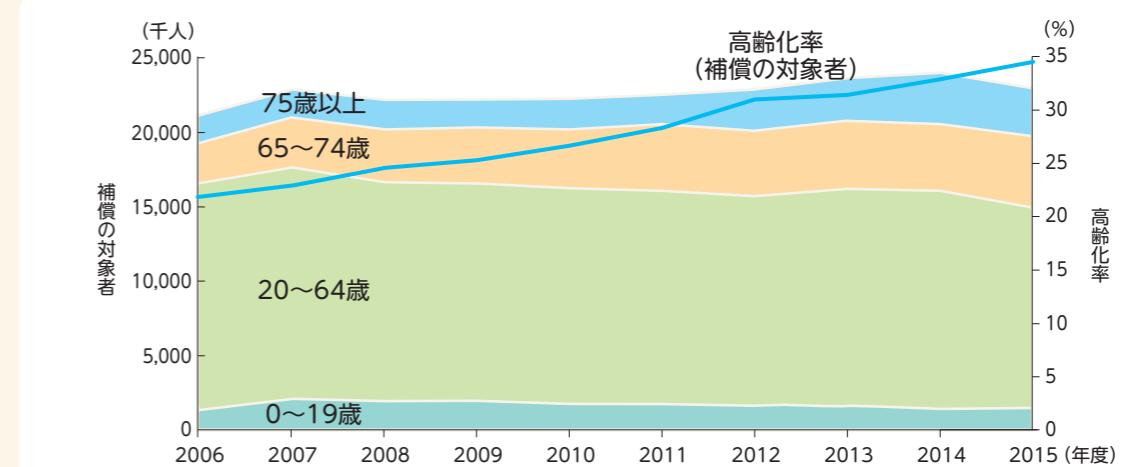
傷害保険においても、図12のとおり、補償の対象者の高齢化が進んでいます。

図11 わが国の人口の推移と将来推計人口



※2015年までは「国勢調査」および「人口推計」（総務省）、2016年以降は「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401top.html>)をもとに当機構作成。

図12 補償の対象者の年齢分布（普通傷害保険・家族傷害保険／死亡・後遺障害）



※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

■トピックス②

入院日数の動向変化に関する背景

国・都道府県による医療制度改革への取組み（在院日数の短縮化や在宅医療の促進など）が、平均入院日数および平均通院日数の動向に影響を与えています。

高齢化の進展を踏まえた医療提供体制の確保の観点から、以下のとおり、国・都道府県を主体とする平均在院日数の短縮や在宅医療の促進などの取組みが行われています。

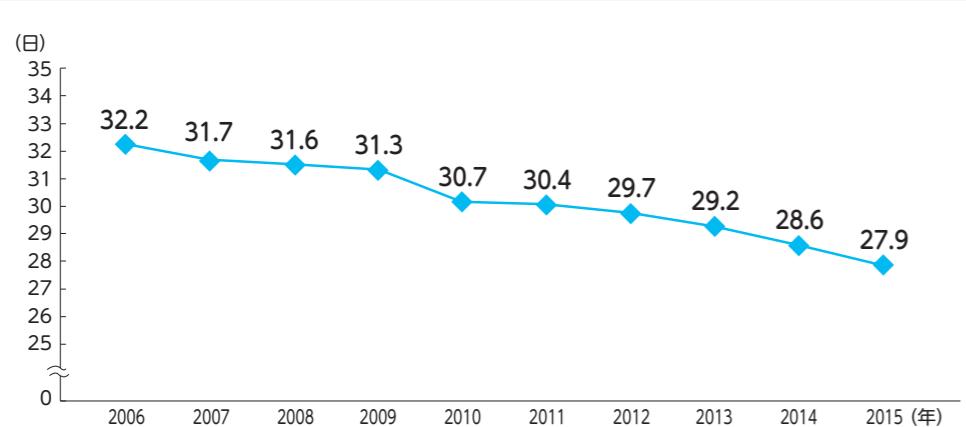
平均在院日数の短縮化

国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国・都道府県にて策定されている「医療費適正化計画」では、平均在院日数に関する短縮目標※が掲げられています。平均在院日数は、その短縮目標に基づき、図13のとおり、減少傾向にあります。

※全国医療費適正化計画における平均在院日数に関する短縮目標

- ・第1期（計画期間2008年度～2012年度）：29.8日
- ・第2期（計画期間2013年度～2017年度）：28.6日

図13 平均在院日数の推移



※「病院報告」（厚生労働省）をもとに当機構作成。

在宅医療の促進

「医療法」に基づき、各都道府県にて、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定される「医療計画」において、在宅医療の促進が掲げられています。これにより、入院医療機関と在宅医療に係る機関（訪問介護事業所など）との協働による退院支援などが実施され、在宅医療へのシフトが促されていると考えられます。

第Ⅲ部

からだに関する
保険関連の統計

- 1 傷害保険統計 34
2 関連情報 54

1 傷害保険統計

第1表 傷害保険 総括表

年 度	保 険 の 種 類	収 入 保 険 料	支 払 保 険 金
2011	普通傷害保険	161,711	99,147
	家族傷害保険	60,038	37,185
	交通事故傷害保険	15,983	7,200
	ファミリー交通傷害保険	12,597	6,064
	国内旅行傷害保険	2,232	896
	海外旅行傷害保険	34,478	15,799
	合計	287,039	166,292
2012	普通傷害保険	166,934	100,547
	家族傷害保険	57,557	35,172
	交通事故傷害保険	15,754	7,237
	ファミリー交通傷害保険	11,096	5,470
	国内旅行傷害保険	2,248	877
	海外旅行傷害保険	35,841	16,774
	合計	289,429	166,077
2013	普通傷害保険	175,243	100,573
	家族傷害保険	57,015	33,552
	交通事故傷害保険	15,071	6,527
	ファミリー交通傷害保険	10,292	4,708
	国内旅行傷害保険	2,243	828
	海外旅行傷害保険	35,057	19,071
	合計	294,921	165,259
2014	普通傷害保険	183,117	96,213
	家族傷害保険	56,381	31,307
	交通事故傷害保険	14,785	5,899
	ファミリー交通傷害保険	9,963	4,247
	国内旅行傷害保険	2,199	812
	海外旅行傷害保険	33,649	17,726
	合計	300,094	156,203
2015	普通傷害保険	163,679	88,650
	家族傷害保険	54,976	27,402
	交通事故傷害保険	14,371	5,717
	ファミリー交通傷害保険	9,462	3,762
	国内旅行傷害保険	2,166	754
	海外旅行傷害保険	30,209	18,049
	合計	274,863	144,335

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第2表 普通傷害保険 統計表〈2015年度〉

(新 契 約)

	職種別区分	件 数	死亡・後遺障害				
			補償の対象者数	保険金額	保険料	補償の対象者数	
1	A級	938,855	11,035,229	49,246,074	29,355,994	7,326,111	
2	B級	152,072	842,299	5,734,259	4,752,053	633,639	
3	加重平均適用料率等	1,732,998	7,865,517	37,826,477	34,809,771	7,010,700	
4	小計	2,823,925	19,743,045	92,806,811	68,917,819	14,970,450	
5	就業中の危険補償対象外	20,669	496,614	3,849,716	1,550,220	405,526	
6	合 計	2,844,594	20,239,659	96,656,528	70,468,040	15,375,976	

(支 払)

	職種別区分	死 亡		後 遺 障 害		
		被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	
1	A級	1,310	5,061,603	7,478	9,981,838	
2	B級	227	2,451,492	1,637	3,922,840	
3	加重平均適用料率等	1,584	6,553,344	11,556	12,471,286	
4	小計	3,121	14,066,440	20,671	26,375,964	
5	就業中の危険補償対象外	11	59,282	386	443,413	
6	合 計	3,132	14,125,722	21,057	26,819,378	

※1 「加重平均適用料率等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。

※2 「就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害について補償対象外とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。

日 額	保 険 料	入 院		通 院		合 計 保 険 料	
		人	千円	人	千円		
28,055,264	13,246,374	6,696,038	28,055,264	14,649,463	25,360,149	67,962,518	1
3,364,463	2,078,260	588,587	3,364,463	1,839,157	3,802,957	10,633,272	2
37,891,804	25,225,274	4,422,558	37,891,804	10,617,113	21,855,971	81,891,017	3
69,311,532	40,549,910	11,707,183	69,311,532	27,105,735	51,019,078	160,486,808	4
2,424,930	755,668	396,619	2,424,930	728,539	886,132	3,192,021	5
71,736,462	41,305,579	12,103,802	71,736,462	27,834,274	51,905,210	163,678,830	6

被 害 者 数	保 険 金	入 院		通 院		合 計		
		人	千円	人	千円	人	千円	
38,426	5,975,436	236,408	38,426	13,991,387	283,622	35,010,265	1	
5,663	1,581,520	27,609	5,663	2,723,700	35,136	10,679,553	2	
44,928	10,007,969	213,148	44,928	12,563,687	271,216	41,596,287	3	
89,017	17,564,926	477,165	89,017	29,278,775	589,974	87,286,107	4	
1,157	235,585	10,866	1,157	626,041	12,420	1,364,323	5	
90,174	17,800,512	488,031	90,174	29,904,817	602,394	88,650,430	6	

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第3表 家族傷害保険 統計表〈2015年度〉

(新契約)

	補償の対象者／本人の職種別区分	件 数	死亡・後遺障害				
			補償の対象者数	保 険 金 額	保 険 料		
1	本 人	A 級	76,719	805,736	3,460,549	2,789,316	687,026
2		B 級	8,698	19,981	84,606	125,829	19,502
3		加重平均適用料率等 就業中の危険補償対象外	184,463	1,469,094	6,267,275	5,338,389	1,162,698
4			1,610	40,253	89,142	56,836	12,700
5		小 計	271,490	2,335,064	9,901,574	8,310,371	1,881,926
6	配 偶 者		(237,471)	2,258,724	7,220,401	4,644,458	1,807,009
7	その他の親族		(153,810)	[1,517,175]	4,030,253	4,812,374	[1,262,270]
8	合 計		271,490	[2,335,064]	21,152,229	17,767,204	[1,881,926]

(支 払)

	補償の対象者／本人の職種別区分	死 亡		後 遺 障 害		
		被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	
1	本 人	A 級	172	673,722	844	1,136,491
2		B 級	3	12,211	66	80,704
3		加重平均適用料率等 就業中の危険補償対象外	260	897,343	2,308	1,746,699
4			1	6,630	39	9,601
5		小 計	436	1,589,908	3,257	2,973,497
6	配 偶 者		211	563,130	2,609	1,662,978
7	その他の親族		307	882,185	2,379	1,460,325
8	合 計		954	3,035,223	8,245	6,096,801

※1 「加重平均適用料率等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。

※2 「就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害について補償対象外とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。

※3 () 内の数値は合計に含みません。

※4 [] 内の数値は家族数を表します。

日 額	保 険 料	入 院		通 院		合 計 保 険 料	
		日 額	保 険 料	日 額	保 険 料		
千円	千円	人	千円	人	千円	千円	
2,837,865	1,707,242	678,538	1,540,219	3,457,823	7,954,382	1	
73,251	72,867	18,610	40,514	152,469	351,166	2	
6,500,122	3,784,439	1,011,047	2,245,976	4,564,491	13,687,320	3	
53,220	21,799	12,650	32,987	48,722	127,359	4	
9,464,459	5,586,349	1,720,845	3,859,698	8,223,507	22,120,228	5	
8,551,230	3,858,042	1,665,887	3,389,417	7,038,280	15,540,781	6	
4,807,642	5,191,425	[1,187,210]	1,966,089	7,311,151	17,314,951	7	
22,823,332	14,635,817	[1,720,845]	9,215,205	22,572,939	54,975,961	8	

被 害 者 数	保 険 金	入 院		通 院		合 计		
		被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	
人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
4,357	788,251	32,975	2,041,686	38,348	4,640,151	1		
193	32,935	1,409	102,928	1,671	228,780	2		
7,519	1,586,102	64,025	3,160,971	74,112	7,391,117	3		
55	8,074	625	39,209	720	63,515	4		
12,124	2,415,363	99,034	5,344,795	114,851	12,323,564	5		
8,438	1,727,220	63,513	3,377,909	74,771	7,331,238	6		
12,309	2,289,998	112,349	3,114,501	127,344	7,747,010	7		
32,871	6,432,582	274,896	11,837,206	316,966	27,401,813	8		

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第4表 普通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2011	人 81,656	日 2,771,996	人 484,760	日 10,145,126
2012	人 86,405	日 2,859,089	人 508,043	日 10,760,900
2013	人 88,239	日 2,931,737	人 505,059	日 10,792,233
2014	人 91,273	日 2,951,814	人 502,496	日 10,308,833
2015	人 90,174	日 2,798,847	人 488,031	日 9,643,148

第5表 家族傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2011	人 33,582	日 1,109,386	人 306,822	日 5,782,878
2012	人 33,903	日 1,115,726	人 303,370	日 5,845,139
2013	人 33,706	日 1,103,329	人 294,261	日 5,725,743
2014	人 34,026	日 1,092,478	人 288,508	日 5,231,309
2015	人 32,871	日 1,024,229	人 274,896	日 4,729,208

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第6表 交通事故傷害保険 統計表（2015年度）

(新 契 約)

件 数	死亡・後遺障害			入 院	
	補償の対象者数	保 険 金 額	保 険 料	補償の対象者数	日 額
件 1,437,976	人 7,641,734	百万円 21,169,781	千円 7,563,094	人 2,373,994	千円 13,113,944

保 険 料	通 院			合 計 保 険 料
	補償の対象者数	日 額	保 険 料	
千円 2,661,759	人 1,636,538	千円 4,758,766	千円 4,146,333	千円 14,371,186

(支 払)

死 亡		後 遺 障 害		入 院	
被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
人 337	千円 1,065,226	人 1,598	千円 1,621,118	人 3,986	千円 899,053

通 院		合 計	
被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
人 21,079	千円 2,131,746	人 27,000	千円 5,717,145

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第7表 ファミリー交通傷害保険 統計表（2015年度）

(新契約)

補償の対象者	件数	死亡・後遺障害			
		補償の対象者数	保険金額	保険料	
1 本 人	218,921	人	百万円	千円	人
2 配 偶 者	(204,084)	722,431	6,032,499	2,871,452	684,233
3 その他親族	(183,440)	706,144	4,574,087	1,421,819	667,956
4 合 計	218,921	[722,431]	2,196,304	889,589	[564,596]
			12,802,891	5,182,861	[684,233]

日額	保険料	補償の対象者数	入院		通院		合計保険料
			人	千円	人	千円	
4,456,424	957,581	503,695	4,456,424	957,581	503,695	1,275,484	5,170,582
4,012,698	443,598	491,523	4,012,698	443,598	491,523	974,064	2,562,033
2,683,729	425,611	[432,690]	2,683,729	425,611	[432,690]	647,206	1,729,370
11,152,852	1,826,791	[503,695]	11,152,852	1,826,791	[503,695]	2,896,755	2,452,334
							9,461,987

(支 払)

補償の対象者	死 亡		後 遺 障 害		入
	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	
1 本 人	人	千円	人	千円	人
2 配 偶 者	32	263,950	444	768,173	1,177
3 その他親族	16	186,456	262	365,442	615
4 合 計	33	185,425	181	180,699	786
					2,578

保険金	院		通院		合計		
	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	
千円	人	千円	人	千円	人	千円	
292,428	7,577	667,741	9,230	1,992,294	1,992,294	1,992,294	1
153,688	4,080	306,753	4,973	1,012,341	1,012,341	1,012,341	2
163,250	5,502	228,341	6,502	757,717	757,717	757,717	3
609,367	17,159	1,202,837	20,705	3,762,353	3,762,353	3,762,353	4

※1 () 内の数値は合計に含みません。

※2 [] 内の数値は家族数を表します。

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第8表 交通事故傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2011	人 3,769	日 125,764	人 22,150	日 664,735
2012	人 3,704	日 114,648	人 22,253	日 692,303
2013	人 3,814	日 116,067	人 22,047	日 681,587
2014	人 3,862	日 120,523	人 21,471	日 639,157
2015	人 3,986	日 113,659	人 21,079	日 604,769

第9表 ファミリー交通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2011	人 3,148	日 98,441	人 20,340	日 599,180
2012	人 2,853	日 88,191	人 19,612	日 586,077
2013	人 2,672	日 80,289	人 18,624	日 550,826
2014	人 2,670	日 78,217	人 17,852	日 513,507
2015	人 2,578	日 75,794	人 17,159	日 468,101

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第10表 国内旅行傷害保険 統計表〈2015年度〉

(新 契 約)

件 数	死亡・後遺障害			入 院	
	補償の対象者数	保 険 金 額	保 険 料	補償の対象者数	日 額
件 806,152	人 7,607,900	百万円 47,744,262	千円 793,606	人 7,497,643	千円 29,698,773

保 険 料	通 院			合 計 保 険 料
	補償の対象者数	日 額	保 険 料	
千円 360,887	人 7,465,623	千円 16,632,700	千円 1,011,183	千円 2,165,677

(支 払)

死 亡		後 遺 障 害		入 院	
被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
人 6	千円 46,799	人 111	千円 198,015	人 730	千円 108,182

通 院		合 计	
被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
人 7,276	千円 401,054	人 8,123	千円 754,053

第11表 国内旅行傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2011	人 640	日 13,581	人 7,627	日 122,235
2012	人 749	日 15,683	人 8,059	日 130,001
2013	人 756	日 15,272	人 7,671	日 125,623
2014	人 739	日 15,681	人 7,226	日 117,363
2015	人 730	日 15,722	人 7,276	日 118,982

第三部 | からだに関する保険関連の統計

第12表 海外旅行傷害保険 統計表〈2015年度〉

(新契約)

	補償内容	件数	補償の対象者数
1	傷害・死亡後遺障害	21	602
2	傷害・死亡	3,607,229	4,388,579
3	傷害・後遺障害	(3,780,289)	(4,576,122)
4	疾病・死亡	(3,041,127)	(4,189,189)
5	治療・救援費用	(3,173,434)	(4,247,205)
6	傷害・治療費用	(158,929)	(295,136)
7	疾病・治療費用	(138,890)	(257,914)
8	救援者費用	(278,197)	(473,668)
9	合計	3,607,250	4,389,181

保険金額	保険料	
百万円	千円	
392	16,318	1
91,387,450	3,287,562	2
(99,106,086)	1,637,042	3
(45,583,347)	2,476,338	4
(462,795,114)	20,921,197	5
(1,878,058)	424,628	6
(1,619,697)	1,253,115	7
(3,867,665)	192,713	8
91,387,842	30,208,917	9

(支払)

	補償内容	死亡		後遺障害	
		被害者数	保険金	被害者数	保険金
1	傷害・死亡後遺障害	0	1,772	13	20,827
2	傷害・死亡	20	512,306	—	—
3	傷害・後遺障害	—	—	241	1,029,389
4	疾病・死亡	67	782,638	—	—
5	治療・救援費用	—	—	—	—
6	傷害・治療費用	—	—	—	—
7	疾病・治療費用	—	—	—	—
8	救援者費用	—	—	—	—
9	合計	87	1,296,717	254	1,050,217

被害者数	保険金	治療費用等		合計	
		人	千円	人	千円
—	—	13	22,599	1	
—	—	20	512,306	2	
—	—	241	1,029,389	3	
—	—	67	782,638	4	
132,328	13,887,276	132,328	13,887,276	5	
2,504	310,417	2,504	310,417	6	
19,668	1,426,888	19,668	1,426,888	7	
106	77,569	106	77,569	8	
154,606	15,702,151	154,947	18,049,085	9	

※()内の数値は合計に含みません。

第三部 | からだに関する保険関連の統計

2 関連情報

第13表 わが国的主要死因別死亡数

死因	死亡数(人)				
	上段：実数、下段：人口10万人あたり				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
結核	2,166 1.7	2,110 1.7	2,087 1.7	2,100 1.7	1,956 1.6
悪性新生物(がん)	357,305 283.2	360,963 286.6	364,872 290.3	368,103 293.5	370,346 295.5
糖尿病	14,664 11.6	14,486 11.5	13,812 11	13,669 10.9	13,327 10.6
高血圧性疾患	7,023 5.6	7,261 5.8	7,165 5.7	6,932 5.5	6,726 5.4
心疾患(高血圧性を除く)	194,926 154.5	198,836 157.9	196,723 156.5	196,925 157	196,113 156.5
脳血管疾患	123,867 98.2	121,602 96.5	118,347 94.1	114,207 91.1	111,973 89.4
肺炎	124,749 98.9	123,925 98.4	122,969 97.8	119,650 95.4	120,953 96.5
慢性気管支炎・肺気腫	9,598 7.6	9,276 7.4	8,621 6.9	7,988 6.4	7,580 6
ぜん息	2,060 1.6	1,874 1.5	1,728 1.4	1,550 1.2	1,511 1.2
胃・十二指腸潰瘍	3,110 2.5	3,132 2.5	2,828 2.2	2,795 2.2	2,666 2.1
肝疾患	16,390 13	15,980 12.7	15,930 12.7	15,692 12.5	15,659 12.5
腎不全	24,526 19.4	25,107 19.9	25,101 20	24,776 19.8	24,560 19.6
老衰	52,242 41.4	60,719 48.2	69,720 55.5	75,389 60.1	84,810 67.7
自殺	28,896 22.9	26,433 21	26,063 20.7	24,417 19.5	23,152 18.5
不慮の事故	59,416 47.1	41,031 32.6	39,574 31.5	39,029 31.1	38,306 30.6
うち交通事故	6,741 5.3	6,414 5.1	6,060 4.8	5,717 4.6	5,646 4.5
合計(上記以外を含む)	1,253,066 993.1	1,256,359 997.5	1,268,436 1009.1	1,273,004 1014.9	1,290,444 1029.7

※1 「人口動態調査」(厚生労働省)によります。

※2 死亡数は、市区町村への届出数です。

※3 上記死因のうち、普通傷害保険・家族傷害保険では「不慮の事故」が補償され、交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険では主に「不慮の事故」の「うち交通事故」が補償されます。

第14表 不慮の事故 種類別・年齢別死亡数(2015年)

種類別	年齢別	0歳	1~4歳	5~9歳	10~14歳	15~29歳	30~44歳	45~64歳	65~79歳	80歳~	不詳	合計
		人 (3.7)	人 (33.9)	人 (42.5)	人 (33.8)	人 (58.9)	人 (40.8)	人 (26.8)	人 (16.4)	人 (26.0)	人 (6.9)	人 (14.7)
交通事故												
転倒・転落	1 (1.2)	10 (9.2)	7 (8.0)	2 (2.7)	82 (8.6)	140 (9.7)	705 (15.7)	1,860 (16.8)	5,184 (26.0)	1 (20.9)	1 (21.7)	7,992 (5,636)
スリップ、つまづき及びよろめきによる同一平面上での転倒	- (0.9)	1 (0.9)	- (0.1)	- (1.0)	10 (1.7)	25 (5.8)	262 (9.1)	1,006 (2.5)	4,331 (1.4)	1 (14.7)	- (21.7)	694 (1.8)
階段及びステップからの転落及びその上での転倒	- (0.9)	1 (0.9)	- (0.1)	- (1.1)	1 (1.1)	16 (2.7)	123 (2.5)	275 (1.4)	278 (1.4)	- (2.5)	- (1.8)	694 (1.8)
建物又は建造物からの転落	- (7.3)	8 (6.9)	6 (1.4)	1 (4.3)	41 (3.0)	43 (2.8)	126 (1.4)	157 (0.5)	104 (0.5)	- (0.5)	- (1.3)	486 (1.3)
その他の転落	- (1.1)	- (1.1)	1 (2.5)	- (2.6)	24 (2.6)	38 (2.9)	128 (2.1)	233 (1.0)	203 (1.0)	- (1.0)	- (1.6)	627 (1.6)
生物によらない機械的な力への曝露*	- (1.8)	2 (1.1)	1 (2.6)	- (4.0)	25 (3.5)	58 (1.4)	156 (0.5)	155 (0.5)	93 (0.5)	- (0.5)	- (1.3)	490 (1.3)
投げられ、投げ出され又は落下する物体による打撲	- (0.6)	- (1.2)	- (1.2)	- (0.6)	6 (1.2)	18 (1.2)	54 (0.6)	69 (0.6)	23 (0.1)	- (0.1)	- (0.4)	170 (0.4)
生物による機械的な力への曝露**	- (0.1)	- (0.1)	- (0.1)	- (0.1)	1 (0.1)	3 (0.0)	2 (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	6 (0.0)
不慮の溺死及び溺水	4 (4.9)	27 (24.8)	29 (33.3)	27 (36.5)	124 (13.0)	145 (10.0)	705 (15.7)	2,922 (26.4)	3,477 (17.4)	24 (19.5)	- (19.5)	7,484 (5,293)
浴槽内での及び浴槽への転落による溺死及び溺水	2 (2.5)	13 (11.9)	6 (6.9)	9 (12.2)	29 (3.0)	49 (3.4)	342 (7.6)	2,091 (18.9)	2,752 (13.8)	- (13.8)	- (13.8)	5,293 (5,293)
自然の水域内での及び自然の水域への転落による溺死及び溺水	- (7.3)	8 (14.9)	13 (21.6)	16 (5.7)	81 (5.4)	82 (5.4)	243 (3.1)	338 (0.8)	164 (0.8)	20 (2.5)	- (2.5)	965 (2.5)
その他の不慮の窒息	69 (85.2)	29 (26.6)	7 (8.0)	9 (12.2)	44 (4.6)	162 (11.2)	760 (17.0)	2,324 (21.0)	5,951 (29.8)	1 (24.4)	- (24.4)	9,356 (9,356)
胃内容物の誤えん	17 (21.0)	6 (5.5)	1 (1.1)	1 (1.4)	6 (0.6)	64 (4.4)	143 (3.2)	311 (2.8)	983 (4.9)	1 (4.0)	- (4.0)	1,533 (1,533)
気道閉塞を生じた食物の誤えん	6 (7.4)	12 (11.0)	1 (1.1)	2 (2.7)	7 (0.7)	42 (2.9)	413 (9.2)	1,303 (11.8)	2,900 (14.5)	- (14.5)	- (12.2)	4,686 (4,686)
気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん	4 (4.9)	1 (0.9)	1 (1.1)	4 (5.4)	6 (0.6)	11 (0.8)	50 (1.1)	202 (1.8)	460 (2.3)	- (2.3)	- (1.9)	739 (739)
詳細不明の窒息	13 (16.0)	2 (1.8)	2 (2.3)	- (1.6)	15 (1.5)	21 (2.4)	108 (4.0)	444 (4.0)	1,561 (7.8)	- (7.8)	- (5.7)	2,166 (2,166)
電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露	- (0.5)	- (0.5)	- (0.3)	- (0.3)	5 (0.3)	5 (0.3)	15 (0.3)	14 (0.1)	5 (0.1)	- (0.1)	- (0.1)	44 (44)
煙、火及び火炎への曝露	1 (1.2)	3 (2.8)	4 (4.6)	8 (10.8)	20 (2.1)	56 (3.9)	174 (3.9)	327 (3.0)	341 (1.7)	6 (2.5)	- (1.7)	940 (940)
建物又は建造物内の管理されていない火への曝露	1 (1.2)	2 (1.8)	4 (4.6)	8 (10.8)	19 (2.0)	48 (3.3)	154 (3.4)	268 (2.4)	242 (1.2)	6 (2.0)	- (2.0)	752 (752)
熱及び高温物質との接触	- (0.2)	- (0.2)	- (0.1)	- (0.2)	2 (0.2)	2 (0.2)	7 (0.2)	20 (0.2)	65 (0.3)	- (0.3)	- (0.3)	96 (96)
有毒動植物との接触	- (0.2)	- (0.2)	- (0.1)	- (0.2)	3 (0.2)	3 (0.1)	13 (0.1)	10 (0.1)	- (0.1)	- (0.1)	- (0.1)	29 (29)
自然の力への曝露	1 (1.2)	- (1.4)	- (1.6)	1 (5.5)	15 (7.8)	79 (5.6)	348 (4.5)	623 (4.5)	897 (4.5)	6 (5.1)	- (5.1)	1,970 (1,970)
自然の過度の高温への曝露	- (1.4)	- (1.4)	1 (0.5)	5 (2.4)	19 (2.4)	34 (3.3)	146 (2.8)	307 (2.8)	474 (2.4)	1 (2.5)	- (2.5)	968 (968)
自然の過度の低温への曝露	1 (1.2)	- (0.7)	- (2.9)	7 (4.2)	42 (4.2)	190 (4.2)	309 (2.8)	423 (2.1)	5 (2.6)	- (2.6)	- (2.6)	977 (977)
地震による受傷者	- (0.5)	- (0.5)	- (0.2)	- (0.2)	- (

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第15表 日本人海外旅行者の国・地域別訪問者数

訪問先	基準	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
アジア	中国	N/F/V	3,731,200	12	3,658,169	-2	3,518,153	-4	2,877,533	-18	2,717,600	-6
	韓国	N/F/V	3,023,009	-1	3,289,051	9	3,518,792	7	2,747,750	-22	2,280,434	-17
	香港	R/F/V	1,316,618	9	1,283,687	-3	1,254,602	-2	1,057,033	-16	1,078,766	2
	台湾	R/F/V	1,052,541	5	1,242,652	18	1,392,557	12	1,381,142	-1	1,634,790	18
	タイ	N/F/T	980,424	-2	1,103,073	13	1,341,063	22	1,515,718	13	1,265,307	-17
	シンガポール	R/F/V	528,951	8	656,417	24	757,116	15	832,845	10	824,741	-1
	ベトナム	R/F/V	442,089	24	481,519	9	576,386	20	604,050	5	647,956	7
	マレーシア	R/F/T	415,881	5	386,974	-7	470,008	21	513,076	9	553,106	8
	マカオ	R/F/V	413,529	9	396,050	-4	396,010	0	290,622	-27	299,849	3
	インドネシア	R/F/T	418,971	-12	412,623	-2	450,687	9	479,305	6	486,687	2
	フィリピン	R/F/T	358,744	10	375,496	5	412,474	10	433,705	5	463,744	7
	インド	N/F/T	168,019	35	193,525	15	220,015	14	220,283	0	219,516	0
	カンボジア	R/F/V	151,795	4	161,804	7	179,327	11	206,932	15	215,788	4
	モルジブ	N/F/T	38,791	6	35,782	-8	36,438	2	39,463	8	38,817	-2
	ラオス	N/F/V	34,076	21	37,833	11	42,026	11	48,644	16	44,877	-8
	ネバール	N/F/T	23,332	4	26,283	13	28,642	9	26,694	-7		
	ミャンマー	N/F/T	16,186	17	21,321	32	47,690	124	68,761	44	83,434	21
	モンゴル	N/F/V	14,140	23	14,988	6	17,119	14	18,178	6	18,893	4
	スリランカ	R/F/T	14,352	31	20,586	43	26,085	27	31,505	21	39,136	24
	パキスタン	N/F/T	7,077	6	9,918	40	8,242	-17	N.A.	N.A.		
	バングラデシュ	N/F/T	N.A.	-	5,675	-2	4,456	-20				
オセアニア	グアム	R/F/T	891,929	8	820,312	-8	925,312	13	889,452	-4	807,112	-9
	豪州	R/F/V	390,550	12	325,740	-17	348,050	7	324,320	-7	326,500	1
	北マリアナ諸島	N/F/V	185,032	-3	142,946	-23	153,259	7	141,745	-8	109,793	-23
	ニュージーランド	R/F/V	87,735	12	68,963	-21	72,080	5	74,560	3	81,136	9
	パラオ	R/F/V	29,318	10	37,800	29	39,353	4	35,642	-9	37,986	7
	ニューカレドニア	R/F/T	18,534	-2	18,455	0	17,430	-6	15,674	-10	19,053	22
	タヒチ	R/F/T	13,761	-16	12,990	-6	12,989	0	13,175	1	12,527	-5
	フィジー	R/F/T	12,011	-20	9,616	-26	7,069	-26	7,314	3	5,858	-20
	トルコ	N/F/V	195,404	32	188,312	-4	203,592	8	174,150	-14	170,550	-2
	モロッコ	N/F/T	24,366	27	22,861	-6	30,306	33	32,184	6		
中央アジア・中東・北アフリカ	ヨルダン	N/F/V	19,052	46	12,829	-33	15,321	19	15,279	0		
	バーレーン	N/F/V	N.A.	-	17,129	-	21,543	26	22,050	2		
	イスラエル	R/F/T	13,165	35	13,444	2	16,011	19	13,516	-16	13,042	-4
	アルメニア	R/F/T	11,730	-1	12,973	11	12,968	0	13,011	0		
	オマーン	N/H/A/T	5,977	-32	6,989	17	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.		
	チュニジア	N/F/T	13,385	21	3,120	-77	8,002	156	6,460	-19		
	サウジアラビア	N/F/T	9,210	41	16,410	78	11,803	-28	13,477	14		
	シリア	N/F/V	13,361	50	3,174	-76	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.		
	カザフスタン	R/F/V	4,428	4	4,720	7	6,049	28	5,202	-14		
	クウェート	N/F/V	4,959	8	4,798	-3	5,291	10	5,072	-4		
アフリカ	エジプト	N/F/V	126,393	37	27,635	-78	39,008	41	31,181	-20		
	南アフリカ	R/F/T	27,577	34	26,284	-5	34,415	31	41,099	19		
	ナイジェリア	N/F/V	27,340	1	26,300	-4	41,988	60	24,231	-42		
	ジンバブエ	R/F/V	18,593	1	32,784	76	18,032	-45	20,374	13		
	ケニア	R/F/V	40,800	8	43,000	5	41,900	-3	48,100	15		
	ザンビア	R/F/T	8,341	55	11,346	36	3,535	-69	5,531	56		

※1 「観光白書」（国土交通省編）によります。

※2 上記は、UNWTO（国連世界観光機関）、PATA（太平洋アジア観光協会）、各國政府観光局および各國統計局の資料に基づき、日本政府観光局（JNTO）が作成した資料です。

※3 基準の略称は以下のとおりです。

R：居住地別統計 N：国籍別統計 F：国境到着者数 AA：登録観光宿泊施設到着者数 HA：ホテル到着者数 AN：登録観光宿泊施設泊数 HN：ホテル泊数 V：日帰りを含む旅行者数 T：宿泊を伴った旅行者数

※4 本表では、主に日本人訪問者数が5千人を超える国・地域を対象としました。

※5 本表には国境到着者数、ホテル到着者数などの統計が混在しており、集計基準が異なるため、同一指標としての比較はできません。特にヨーロッパの比較においてはご注意ください。

訪問先	基準	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
欧州	フランス	R/F/T	595,977	-14	612,259	3	731,369	19	682,384	-7	479,305	-30
	ドイツ	R/AA/T	605,231	12	642,542	6	734,475	14	711,529	-3	711,529	0
	スペイン	R/F/T	332,930	45	342,979	3	357,671	4	374,175	5		
	イタリア	N/F/T	340,210	6	314,239	-8	353,547	13	454,465	29		
	スイス	R/HA/T	507,138	7	479,743	-5	509,757	6	491,651	-4		
	英国	R/F/V	223,000	-5	237,000							

第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第16表 わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係る海外邦人援護件数〈2015年〉

地域		アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	合計
事件・事故等の種類									
事故・災害	件数(件)	93	12	52	17	32	9	18	233
	人数(人)	126	17	126	61	36	16	39	421
犯罪加害	件数(件)	235	5	82	5	31	3	0	361
	人数(人)	319	5	89	5	31	3	0	452
犯罪被害	件数(件)	1,262	131	494	230	2,396	53	153	4,719
	人数(人)	1,321	134	582	234	2,565	53	167	5,056
その他	件数(件)	4,570	319	5,187	596	1,739	163	126	12,700
	人数(人)	4,774	335	6,053	1,188	1,804	178	126	14,458
合計	件数(件)	6,160	467	5,815	848	4,198	228	297	18,013
	人数(人)	6,540	491	6,850	1,488	4,436	250	332	20,387
	(内死亡者)(人)								(533)
	(内負傷者)(人)								(328)

※「海外邦人援護統計」(外務省)によります。